

男女共同参画社会の実現

豊島区は、男女共同参画社会の形成を図るため、長年にわたり、積極的な取組を行ってきました。平成14年2月には、この取組の成果を踏まえ、男女共同参画都市宣言を行いました。

豊島区男女共同参画都市宣言

副都心の‘にぎわい’と豊かな歴史の中で、

多くの芸術、文化をはぐくんできたまち。

性別や世代、国籍の違いを越え、

多様な人々が暮らし、働き、集うまち。

わたしたちは、お互いの人権を尊重し、

活力と輝きに満ちた豊島区の実現をめざし、

ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

ひと ひと
女と男 一人ひとりがその人らしく

性別などの違いにかかわらず、お互いの個性を尊重し合い

自分らしく生きたいという気持ちを大切にしていこう。

分かち合い 助け合い

家庭、職場、地域それぞれの場であう喜びや困難は、分かち合い、

お互いに助け合おう。

ともに暮らしたい 豊島のまちで

誰もが健康で安心して暮らしていける、そんな願いが実現できる

豊島区をみんなで作っていきこう。

豊島区民として 地球市民として

男女共同参画、平和、地球環境の大切さを、豊島区から世界に向けて発信していこう。

平成14年2月15日

豊島区

夫婦や恋人同士の間でおきる暴力、子ども・高齢者・障害者などへの虐待は著しい人権侵害であり、決して許されるものではありません。

豊島区は、家庭内や親密な間柄で起きる虐待や暴力のないまちをめざし、平成25年2月に、全国初の都市宣言「虐待と暴力のないまちづくり宣言」を行いました。

虐待と暴力のないまちづくり宣言

わたしたちは

すべての人が、大切な人との関係において

心からのやすらぎを得られるように

ここに「虐待と暴力のないまちづくり」を進めることを宣言します

子どもへの虐待、夫婦や恋人同士の間で起きる暴力、

高齢者・障害者への虐待は、

被害者の人権を著しく侵害し

心身に回復困難な傷をもたらします

暴力はいかなる理由があっても、決して許されるものではありません

子どもたちが

生まれて初めて知る家庭という小さな社会の中で

身近な大人から暴力を学ぶことのないよう

わたしたちは、家庭から、地域から

あらゆる暴力を根絶していきます

親密な間柄で起きる暴力や虐待に終止符を打つため

無関心という一番の暴力を捨て

区民一人ひとりができることを考え

セーフコミュニティ国際認証都市として

ともに安全・安心なまちづくりのために

取り組んでいきましょう

豊島区

平成25年2月15日

1. 「としま男女共同参画推進プラン
(第5次豊島区男女共同参画推進行動計画
及び第3次豊島区配偶者等暴力防止基本計画
及び第2次豊島区女性活躍推進計画)」 …… 251
2. 豊島区男女共同参画推進条例 …… 251
3. エポック10(男女平等推進センター) …… 252

1. 「としま男女共同参画推進プラン（第5次豊島区男女共同参画推進行動計画及び第3次豊島区配偶者等暴力防止基本計画及び第2次豊島区女性活躍推進計画）」

区は、男女がお互いの人権を尊重し、それぞれの能力を発揮し、多様性に富んだ活力ある社会である男女共同参画社会の実現をめざし、「第5次としま男女共同参画推進プラン」を策定しました。

本プランは「豊島区男女共同参画推進条例」第10条に基づく行動計画であると同時に、配偶者等への暴力の防止や女性の職業生活における活躍についても一体的に推進するため、各計画を含んだ内容となっています。

(1) 策定の目的

豊島区は平成31年(2019年)に「豊島区男女共同参画推進条例」を改正し、男女の性別にとらわれず、性の多様性を尊重しあい、すべての人がともに生きていける社会の実現を目指しています。しかし、性別等における無意識の偏見や差別によって生きづらさを抱える人がいるなど、個性や能力を十分発揮できない状況があります。また、配偶者等による暴力は深刻な社会問題となっており、すべての人の人権が尊重され、安心して暮らせる地域社会の実現が求められています。

人生100年時代の到来が言われる現代において、労働や政治分野にも女性の視点を生かすことは、多様性が確保され、誰にとっても暮らしやすいまちの実現につながります。そのためには、性別役割分担意識を解消し、あらゆる場面、ライフステージで男女共同参画について学び、行動につなげることが必要です。

このような背景の下、区、区民、事業者が連携して男女共同参画施策・事業に総合的かつ体系的に取り組むことで「すべての人が互いの人権と多様性を尊重し、共に暮らせるまち」を実現するために策定しました。

(2) 計画期間

令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間です。

(3) 豊島区の目指すまちの姿(プランの将来像と目標)

最終目標である「すべての人が互いの人権と多様性を尊重し、共に暮らせるまち」を達成するために、男女共同参画推進条例の基本理念に基づく3つの目標を定めました。

【将来像】

すべての人が互いの人権と多様性を尊重し、共に暮らせるまち～ジェンダー平等の実現を目指して～

《目標1》

すべての人が人権を尊重し、安心して暮らせるまち

《目標2》

あらゆる分野で女性が輝けるまち

《目標3》

すべての人が男女共同参画を学び、行動できるまち

2. 豊島区男女共同参画推進条例

[平成15年4月1日施行(平成31年4月1日改正)]

(1) 男女共同参画社会実現のために

豊島区が、本格的な少子高齢化の進展、家族形態の変化などに対応し、文化の風薫る、豊かで活力あるまちとして発展していくためには、これまで以上に一人ひとりの人権が尊重され、性別等にかかわらずその個性と能力を存分に発揮できる社会(男女共同参画社会)を創っていくことが大切です。

このような社会の実現を図るため、男女共同参画推進条例を制定し、区を挙げて取り組む決意と、仕組みを明らかにしました。

(2) 条例の主な内容

① 基本理念

次の「基本理念」が実現された社会を目指します。

- ・すべての人の人権を尊重する。
- ・すべての人の社会活動における選択の自由を確保する。
- ・すべての人の決定過程への参画を促進する。
- ・すべての人の性と生殖に関する健康と権利を尊重する。
- ・すべての人の家庭生活と社会生活の両立を図る。
- ・外国人に対し、基本理念を実現する。
- ・すべての人の性自認又は性的指向が誰からも干渉又は侵害を受けない。
- ・学校教育および生涯学習において基本理念実現に向けた取組を行う。

② 性別等に起因する人権侵害の禁止

セクシュアル・ハラスメントおよび配偶者等に対する暴力的行為の禁止を明記しました。

③ 拠点施設

男女平等推進センターを拠点施設として、男女共同参画施策を推進します。

④ 男女共同参画推進会議

男女共同参画推進に関する重要事項を調査、審議するため、「男女共同参画推進会議」を設置します。

⑤ 男女共同参画苦情処理委員の設置

男女共同参画推進に関する区の施策についての苦情や、性別等に起因する人権侵害からの救済を図るため、「男女共同参画苦情処理委員」を設置します。

3. エポック 10 (男女平等推進センター)

男女共同参画社会の形成を促進するために設置された区民や自主グループの交流の拠点、自主的な学習の場や情報の提供等の機能を持ったセンターです。

研修室のほか、情報・交流コーナーや授乳室もあります。

所在地 豊島区西池袋 2-37-4
としま産業振興プラザ (IKE・Biz) 3階
規模 686.28 m²
開館時間 月～土曜日 午前9時～午後9時
日曜日 (毎月最終月曜日※の前日)
午前9時～午後5時
休館日 日曜日・祝日・年末年始
毎月最終月曜日
※祝日の場合、前週の月曜日

(1) 男女共同参画社会の形成促進のための啓発事業

男女共同参画社会の形成促進のための講座・講演会の開催や、図書・資料の収集及び提供、また、情報誌「えぼっく・めいかー」を発行しています。

■講座・講演会等開催実績

年度	30	元	2	3	4
講座	71回	65回	46回	61回	65回
講演会	3,544人	2,959人	2,219人	2,523人	2,757人

■主な開催内容 (令和4年度)

男女共同参画都市宣言記念講演会 ((エポック 10) 30周年記念事業) ・バービー・トークショー「ポジティブに。カラフルに。幸せのカタチは、自分で決めよう！」
区制90周年記念講演会 ・ダイバーシティが世界を変える～思い込みから抜け出そう～「性別の“思い込み”から自由になるう」
エンパワーメント講座 ・「あれってこういうことだったのか！モヤモヤを言葉にして元気になる」[全3回]
おとなの総合学習 「イチから学ぶ！アンコンシャスバイアス基礎講座」 [全3回]

区民企画運営講座 「性別の“らしさ”からの卒業～教室と家庭から一緒に考える『自分らしい』生き方～」[全1回]
男性向け講座 「男性のためのアンガーマネジメント講座～怒りの正体とコントロール術を知る・学ぶ」[全1回]
共催・後援事業 [全18回]
エポック 10 シネマ～映画に学ぶ人々の生き方～ [全12回]
デートDV予防教室 実施校 区立中学校：8校 [全8回]

■エポック 10 フェスタ 2022 (男女共同参画週間)

※開催名称「エポック 10 フェスタ 2022」

「みんな、力を発揮する」

運営：エポック 10 フェスタ 2022 実行委員会

実施場所：男女平等推進センター

実施期間：

〈展示〉令和4年6月1日(水)～6月30日(木)

参加人数：260名

〈イベント〉令和4年6月10日(金)～12日(日)

講座数：11講座 参加人数：407名

参加団体：16団体

アートコミュニケーションプログラム

I 女性会議豊島支部

青い空 OBR

NPO 法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク

エポック 10 ゼミの会

親業を学ぶ会「架け橋」

カネミ油症関東連絡会

グループ『風の交叉点』

ぐるーぷ GSC

自主グループエポック 10

新日本婦人の会豊島支部

性暴力をなくそう With You の会

豊島区ボーイスカウト連絡協議会

豊島・健康と環境を守る連絡会

豊島区助産師会

豊島区男女平等推進センター運営委員会

■情報誌「えぼっく・めいかー」

号数	テーマ	発行部数
No. 51	“幸せ”って何？～社会の生きづらさを考える～	2,500部

(2) 相談事業

女性をとりまく、さまざまな問題、配偶者などからの暴力等について一般相談（電話・来所）と予約制の専門相談（法律・こころ・DV）を行っています。

■相談実績

年度	30	元	2	3	4
一般相談	1,410	1,885	2,307	1,904	1,760
専門相談	103	66	72	110	119

■豊島区配偶者暴力相談支援センター機能の整備

配偶者等からの暴力防止、被害者支援を行うため、支援内容の充実を図り、DV専用電話の設置、証明書の発行などを行っています。

(3) 豊島区男女共同参画苦情処理委員

男女共同参画に関する区の施策についての苦情や性別等に起因して人権が侵害された事案について、区長が委嘱した苦情処理委員が必要に応じて調査し、指導、是正要請を行う機関です。

〈制度内容〉

区長から委嘱された「苦情処理委員」が調査を行い、必要がある場合は区の施策に係る改善の意見表明、勧告等を行います。また人権侵害の加害者等関係者には助言、指導及びあっせん、関係者及び関係機関に対しては、是正の要請を行います。

*申し出は原則として、男女平等推進センターで配布する所定の「苦情等申出書」の提出によります。

*ホームページアドレス

(<https://www.city.toshima.lg.jp/049/kuse/danjo/004862.html>)

からも「苦情等申出書」をダウンロードできます。

《令和4年度申出件数》1件

(4) ワーク・ライフ・バランス推進事業

少子化対策や男女共同参画、経済の活性化の鍵となる「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」について、区内事業所と情報を共有しその推進を図っています。

①豊島区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定

〈目的〉

仕事と育児が両立できる職場環境づくりや男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を豊島区が認定し、社会的に評価される仕組みをつくることにより、働き方の見直しに向けた企業の自主的な取組みの促進を図り、もって男女が共に家庭生活と社会生活を両立できるまちを実現することを目的としています。

〈認定企業になるメリット〉

1. 企業の取組みを、としま情報スクエア、広報としま、豊島区ホームページ等で紹介します。
2. ハローワークの求人票や企業ホームページ等に認定マークを掲載することができます。
3. 豊島区施工能力審査型総合評価方式及びプロポーザル方式の業者選定及び指定管理者選定において加点されます。
4. 認定書授与式にて認定書を授与いたします。
5. 男女平等推進センター研修室の使用料を通常の25%減免で利用できます。
6. ワーク・ライフ・バランスに関連する各種助成金・奨励金や、法令改正、セミナー開催等の情報を随時、提供いたします。

*ホームページアドレス

(<https://www.city.toshima.lg.jp/049/kuse/danjo/balance/016828.html>)

から申請方法等をご確認下さい。

●第14期認定企業（28社）【認定期間：令和5年4月1日～令和7年3月31日】

新規：2社（株）そごう・西武、JR東日本スポーツ(株)

更新：26社

②豊島区ワーク・ライフ・バランスフォーラム「笑いあふれる ほほ EMI 介護の秘訣！」

〈目的〉

豊島区では、地域全体へ働き方改革を進めており、その一環として、ワーク・ライフ・バランスに関する講演会を実施しています。「仕事と私生活とをうまく調和させられるように、個人の意識や今後の生活の仕方を考え、変えていく」ことをテーマに様々な講師の方にお越しいただき、ワーク・ライフ・バランスについて社会全体で考えるきっかけを作ります。

〈内容〉

実施日：令和5年3月4日（土）

会場：としま産業振興プラザ（IKE・Biz） 6階 多目的ホール

参加者数：41名

講師：笠井咲氏（一般社団法人林家こん平事務所代表理事）

③イクメン・カジダン・イクジイ写真展

〈目的〉

母親だけでなく、父親や祖父の世代が家事や育児に積極的に参加するようになることを目的としています。

母親以外が育児を積極的にすることにより、女性が仕事と育児の両立がしやすくなり、ワーク・ライフ・バランスの推進につながります。また、区民に広く募集することでワーク・ライフ・バランスについて社会全体で考えるきっかけにしています。

〈内容〉

募集期間：令和4年12月1日（木）～令和5年1月31日（火）

展示日：令和5年2月18日（土）～3月17日（金）

応募人数：35名

応募作品：76作品